

## 食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について

1. 本日付けで、農薬「アラクロール」、農薬「ブタミホス」及び農薬「メプロニル」に関する食品衛生法第11条第1項に基づく食品中の残留農薬基準の設定並びに「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」に係る食品健康影響評価について、食品安全委員会に意見を求めました。
2. 「ブタミホス」及び「メプロニル」については平成20年3月21日付け並びに「アラクロール」については平成20年3月27日付けで、それぞれ魚介類に対する基準値設定の要請があった旨、農林水産省から連絡があったことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものです。
3. 「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」は、国内外における安全性に係る知見が集積されてきたことから、今後の施策の方向性を検討するに当たり、食品安全基本法第24条第3項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものです。
4. 今後、農薬については、食品安全委員会の意見を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしており、体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品についても、食品安全委員会の意見を踏まえて今後の対応を検討することとしています。